

事後確認に係る各 EPA の規定

目次

1. 日シンガポール経済連携協定	- 1 -
2. 日メキシコ経済連携協定	- 2 -
3. 日マレーシア経済連携協定	- 5 -
4. 日チリ経済連携協定	- 7 -
5. 日タイ経済連携協定	- 9 -
6. 日インドネシア経済連携協定	- 11 -
7. 日ブルネイ経済連携協定	- 13 -
8. 日アセアン経済連携協定	- 15 -
9. 日フィリピン経済連携協定	- 17 -
10. 日スイス経済連携協定	- 19 -
11. 日ベトナム経済連携協定	- 20 -
12. 日インド経済連携協定	- 22 -
13. 日ペルー経済連携協定	- 24 -
14. 日オーストラリア経済連携協定	- 26 -
15. 日モンゴル経済連携協定	- 28 -
16. CPTPP	- 30 -
17. 日 EU 経済連携協定	- 34 -
18. 日米貿易協定	- 36 -
19. 日英経済連携協定	- 37 -
20. RCEP 協定	- 39 -

掲載している情報につきましては、あくまでご参考としてご利用ください。

実際の輸入手続きにあたっては、各経済連携協定をご確認ください。

1. 日シンガポール経済連携協定

第33条 原産地証明の確認のための援助

- 1 輸入締約国は、製品の輸入から3年の間においては、輸出締約国に対して原産地証明が真正なものであったかどうか又は正確なものであったかどうかを確認するための援助を要請することができる。そのような要請が行われた場合には、輸出締約国は、要請された援助を行うために必要な措置をとるよう努める。
- 2 第14条1の規定は、輸入締約国が、1の規定に従って輸出締約国からの援助を得て原産地証明が真正なものであったかどうか又は正確なものであったかどうかを確認した後においても原産品に当たると決定できない製品に対して関税上の特惠待遇を与える義務を当該輸入締約国に課するものと解してはならない。

2. 日メキシコ経済連携協定

第44条 原産品であることについての確認

- 1 輸入締約国は、関税上の特惠待遇を与えられて他方の締約国から輸入される産品が原産品であるか否かを決定するため、当該輸入締約国の税関当局を通じて次のいずれかの方法により確認を行うことができる。
 - (a) 輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が原産品であるか否かに関する情報を原産地証明に基づいて要請すること。
 - (b) 輸出締約国に所在する輸出者又は産品の生産者であって、前条に規定するものに対して質問書を送付すること。
 - (c) 輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局の立会いの下に行う当該輸出締約国における前条に規定する輸出者又は産品の生産者の施設への訪問を通じて、前章の規定に適合していることを示す情報（前条の規定に従って保管される文書に含まれる情報を含む。）を収集すること及びそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うこと並びにそのようにして収集した情報を英語で当該税関当局に提供することを、当該輸出締約国に要請すること。
 - (d) 両締約国が合意するその他の方法
- 2 輸入締約国の税関当局がこの条の規定に従って原産品であることについての確認を開始する場合には、適宜、附属書5の規定を適用する。
- 3 輸出締約国の権限のある政府当局は、1 (a)の規定の実施のために、要請された情報を要請の日の後6箇月を超えない期間内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、要請された情報を要請の日の後3箇月を超えない期間内に提供する。

輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の権限のある政府当局がこれらの期間内に回答を行わない場合には、確認の対象となっている産品が原産品でないと決定し、当該産品に係る原産地証明を無効なものとして、関税上の特惠待遇を与えないこととする。
- 4 輸入締約国の税関当局は、輸出締約国に所在する輸出者又は生産者に対し、第10条に規定する統一規則に定める方法により、1 (b)の質問書を送付する。
- 5 1の規定は、輸入締約国の税関当局又は権限のある政府当局が、自国において、自国に所在する輸入者、輸出者又は生産者による国内法令の遵守に関連する措置をとる権限を行使することを妨げるものではない。
- 6 1 (b)の規定により質問書を受領する輸出者又は生産者は、当該質問書に回答し、及びその回答を送付するための期間として、当該質問書を受領した日から45日の期間を与えられる。
- 7 輸入締約国は、1 (b)の質問書に対する回答を6に規定する期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている産品が原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、自国の税関当局を通じ、追加の質問書により輸出者又は生産者に対し追加の情報を要請することができる。この場合において、当該輸出者又は生産者は、当該質問書に回答し、及びその回答を送付するための期間として、当該質問書を受領した日から45日の期間を与えられる。
- 8 (a) 6又は7に規定する質問書に対する輸出者又は生産者による回答が、産品が原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、輸入締約国の税関当局は、確認の対象となっている産品が原産品でないと決定し（22に規定する書面による決定による。）、関税上の特惠待遇を与えないこととすることができる。
 - (b) 6に規定する質問書に対する回答が6に規定する期間内に送付されない場合には、輸入締約国の税関当局は、確認の対象となっている産品が原産品でないと決定し、当該産品に係る原産地証明を無効なものとして、関税上の特惠待遇を与えないこととする。
- 9 1に規定するいずれかの方法による原産品であることについての確認は、1に規定する他の方法により確認を行うことを妨げない。
- 10 輸入締約国は、1 (c)の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも30日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
- 11 10の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
 - (a) 当該書面を送付する税関当局を特定する事項
 - (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は生産者の氏名又は名称
 - (c) 訪問の実施を希望する日及び場所

- (d) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明所載の製品の明記を含む。）
- (e) 訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職
- 12 11に規定する情報の修正については、11(c)に規定する訪問の実施を希望する日より前に書面により通報する。
- 11(c)に規定する訪問の実施を希望する日を修正する場合には、その修正は、訪問の実施の日の少なくとも10日前までに書面により通報する。
- 13 輸出締約国は、1(c)の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、10の規定により送付される書面を受領した日から20日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
- 14 輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は10の規定による書面による要請に対し13に規定する期間内に回答しない場合には、輸入締約国の税関当局は、訪問の対象とされた製品が原産品でないと決定し、当該製品に係る原産地証明を無効なものとして認め、関税上の特惠待遇を与えないこととする。
- 15 輸出締約国の権限のある政府当局は、訪問の最終日から45日以内又は相互に同意するその他の期間内に、当該訪問を通じて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。
- 16 両締約国は、1に規定する確認の過程において、製品の生産に使用された材料が原産材料であるか否かを決定するために必要な情報を輸入締約国の税関当局が要請することができることを確認する。
- 17 1に規定する輸出者又は製品の生産者は、製品の生産に使用された材料が原産材料である旨の情報を得るために、当該材料の生産者に対し当該材料が原産材料であるか否かに関する情報を任意に提供することができる。当該材料の生産者は、希望するときは、輸出締約国の権限のある政府当局による輸入締約国の税関当局への当該情報の提供に当たり、当該輸出者又は製品の生産者を関与させることなく当該情報を当該輸出締約国の権限のある政府当局に送付することができる。
- 18 輸入締約国の税関当局が1(a)に規定する方法による確認の過程において、材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請する場合には、当該情報は、輸出締約国の権限のある政府当局により3の規定に従って提供される。
- 輸入締約国の税関当局が1(b)に規定する方法による確認の過程において、材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請する場合には、当該情報は、輸出者若しくは製品の生産者により6若しくは7の規定に従って、又は輸出締約国の権限のある政府当局により6若しくは7の規定を準用して、提供される。当該情報が輸出締約国の権限のある政府当局により提供される場合において準用する6又は7の規定に定める45日の期間は、当該輸出者又は生産者が質問書を受領した日から45日の期間とする。
- 輸入締約国の税関当局が1(c)に規定する方法による確認の過程において、材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請する場合には、当該情報は、輸出締約国の権限のある政府当局により15の規定に従って提供される。
- 19 1に規定するいずれかの方法による確認の過程において材料が原産材料であるか否かに関する情報を16の規定に基づいて要請することは、1に規定する他の方法による確認の過程においてこのような情報を要請することを妨げるものではない。
- 20 輸入締約国の税関当局は、輸出者、製品の生産者若しくは輸出締約国の権限のある政府当局が製品の生産に使用された材料が原産材料であることを証明する当該材料に関する情報の提供を行わない場合又は提供された情報が当該材料が原産材料であると決定するために十分でない場合には、当該材料は非原産材料であると決定する。その決定により、必ずしも、当該製品自体が原産品でないとの決定が導かれるものではない。
- 21 各締約国は、自国の税関当局を通じ、製品を輸出した締約国において一般的に認められている会計原則に従って域内原産割合についての確認を行う。
- 22 輸入締約国の税関当局は、1に規定する確認の手続を実施した後、その製品が確認の対象となった輸出者又は生産者に対し、第10条に規定する統一規則に定める方法により、当該製品が前章の規定に従って原産品とされるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。
- 23 輸入締約国の税関当局は、3、8(b)又は14の規定に従って問題となっている製品に対し関税上の特惠待遇を与えないこととする場合には、当該輸出者又は生産者に対し、第10条に規定する統一規則に定める方法により書面による決定を送付する。
- 24 1に規定する確認を行う締約国は、当該確認を通じて得た情報に基づいて製品が原産品でないと決定し、かつ、22の規定に従って輸出者又は生産者に対し書面による決定を送付する場合には、当該製品に対し関税上の特惠待遇を与えないこととする前に、その製品が確認の対象とされた輸出者又は生産者に対し、意見又は追加の情報を提出するための期間として書面による決定の受領の日から30日の期間を与えるものとし、当該期間内に当該輸出者又は生産者から受領した意見又は追加の情報を考慮した後に最終的な決定を行う。当該最終的な決定は、当該輸出者又は生産者に対し、第10条に規定する統一規則に定める方法により送付される。

- 25 輸入締約国に輸入される産品が原産品である旨の虚偽の陳述を輸出者又は生産者が繰り返し行っていたことが、当該輸入締約国の税関当局が行った確認を通じて明らかとなった場合には、当該輸入締約国の税関当局は、当該輸出者又は生産者により輸出され、又は生産される同種の産品については、前章の規定に適合していることを当該輸出者又は生産者が当該輸入締約国の税関当局に対して証明するまでの間、関税上の特恵待遇を与えることを停止することができる。輸入締約国の税関当局は、このような措置をとるに当たり、原産地証明書に記入し、かつ、署名した者又は原産地申告を作成した者及び輸出締約国の権限のある政府当局に通報する。
- 26 輸入締約国から輸出締約国に所在する輸出者又は生産者への連絡及び輸入締約国に対する 1 (b) の質問書への回答は、英語で行う。

3. 日マレーシア経済連携協定

第43条 原産地証明書に基づく確認の要請

- 1 輸入締約国の関係当局は、原産地証明書が真正なものであること又は原産地証明書に含まれる情報が正確なものであることについて合理的な疑いがある場合には、関税上の特惠待遇を与えられて輸出締約国の領域から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。
注釈 この条から第46条までに規定する「輸入締約国の関係当局」とは、
 - (a) 日本国については、税関当局をいう。
 - (b) マレーシアについては、国際貿易産業省をいう。
- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から3箇月以内に提供する。
輸入締約国の関係当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の関係当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から2箇月以内に提供する。
- 3 輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国の領域に所在する生産者であって第40条7(b)に規定するものに対し、輸入締約国の関係当局から要請された情報を提供するように要請することができる。

第44条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

- 1 輸入締約国の関係当局は、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、次のことを行うことができる。
 - (a) 輸出締約国の権限のある政府当局が輸入締約国の関係当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国の領域に所在する生産者であって第40条7(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請すること。
 - (b) 産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、権限のある政府当局又は指定団体が所持するものを提供することを輸出締約国に対して訪問の間又はその後に要請すること。
- 2 輸入締約国は、1又は6の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国の領域に所在する生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
- 3 2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
 - (a) 当該書面を送付する関係当局を特定する事項
 - (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者の氏名又は名称
 - (c) 訪問の実施を希望する日及び場所
 - (d) 訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書記載の産品の明記を含む。)
 - (e) 訪問に立ち会う輸入締約国の関係当局の職員の氏名及び官職
- 4 輸出締約国は、1又は6の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から30日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
- 5 輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から45日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1又は6の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の関係当局に提供する。
- 6 (a) 輸入締約国の関係当局は、例外的であると認める場合には、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の前又はその間に、輸出締約国に対し1に規定する要請を行うことができる。
(b) (a)に規定する要請を行う場合には、前条の規定は、適用しない。

第45条 原産品であるか否か及び関税上の特惠待遇の決定

- 1 輸入締約国の関係当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。
- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明

書が当該権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の関係当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の関係当局は、その通報を受領したときは、産品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができる。

- 3 輸入締約国の関係当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。
 - (a) 当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第43条2又は前条5に規定する期間内に回答しない場合
 - (b) 当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合
 - (c) 第43条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の関係当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合
- 4 輸入締約国の関係当局は、場合に応じて第43条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定(当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。)を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が前条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国の領域に所在する生産者に対し、当該輸入締約国の関係当局による決定を通報する。

4. 日チリ経済連携協定

第47条 原産地証明書に基づく確認の要請

- 1 輸入締約国の税関当局は、原産地証明書が真正なものであること又は原産地証明書に含まれる情報が正確なものであることについて合理的な疑いがある場合には、関税上の特惠待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。
- 2 輸出締約国の権限のある当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から3箇月以内に提供する。輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から2箇月以内に提供する。
- 3 輸出締約国の権限のある当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であって第44条7(b)に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供するよう要請することができる。
- 4 1の規定に基づく情報の要請は、次条に規定する方法により原産品であるか否かについての確認を行うことを妨げない。

第48条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

- 1 輸入締約国の税関当局は、次の事項を行うことができる。
 - (a) 輸出締約国の権限のある当局が輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であって第44条7(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、輸出締約国の権限のある当局に対して要請すること。
 - (b) 産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、輸出締約国の権限のある当局又は指定団体が所持するものを提供することを、輸出締約国の権限のある当局に対して(a)に規定する訪問の間に要請すること。
- 2 輸入締約国の税関当局は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国の権限のある当局に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国の権限のある当局に送付する。当該輸出締約国の権限のある当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
- 3 2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
 - (a) 当該書面を送付する税関当局を特定する事項
 - (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する生産者の氏名又は名称
 - (c) 訪問の実施を希望する日及び場所
 - (d) 訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。)
 - (e) 訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職
- 4 輸出締約国の権限のある当局は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から30日以内に輸入締約国の税関当局に対して書面により回答する。
- 5 輸出締約国の権限のある当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から45日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

第49条 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定

- 1 輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特惠待遇を要求する場合には、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。
- 2 輸出締約国の権限のある当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明書が当該輸出締約国の権限のある当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の税関当局は、その通報を受領したときは、産品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができる。

- 3 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。
- (a) 当該輸出締約国の権限のある当局が要請に対し第47条2又は前条5に規定する期間内に回答しない場合
 - (b) 当該輸出締約国の権限のある当局が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合
 - (c) 第47条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合
- 4 輸入締約国の税関当局は、場合に応じて第47条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定(当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。)を送付する。当該決定は、第47条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局が当該輸出締約国の権限のある当局から提供された情報を受領した日から45日以内に送付されるものとする。当該輸出締約国の権限のある当局は、その施設が同条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、当該決定を通報する。

5. 日タイ経済連携協定

第43条 原産地証明書に基づく確認の要請

- 1 輸入締約国の税関当局は、関税上の特惠待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。
- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から3箇月以内に提供する。
輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から2箇月以内に提供する。
- 3 輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であって第40条7(b)に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供しようとする要請することができる。
- 4 1の規定に基づく情報の要請は、次条に規定する方法により原産品であるか否かについての確認を行うことを妨げるものではない。

第44条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

- 1 輸入締約国の税関当局は、次のことを行うことができる。
 - (a) 輸出締約国の権限のある政府当局が輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であって第40条7(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請すること。
 - (b) 産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、権限のある政府当局又は指定団体が所持するものを提供することを輸出締約国に対して(a)に規定する訪問の間に要請すること。
- 2 輸入締約国は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
- 3 2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
 - (a) 当該書面を送付する税関当局を特定する事項
 - (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する生産者の氏名又は名称
 - (c) 訪問の実施を希望する日及び場所
 - (d) 訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。)
 - (e) 訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職
- 4 輸出締約国は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から30日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
- 5 輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から45日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

第45条 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定

- 1 輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。
- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明書が当該権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の税関当局は、その通報を受領したときは、産品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができる。
- 3 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。
 - (a) 当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第43条2又は前条5に規定する期間内に回答しな

い場合

(b) 当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合

(c) 第43条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

4 輸入締約国の税関当局は、場合に応じて第43条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定(当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。)を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が同条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、当該輸入締約国の税関当局による決定を通報する。

6. 日インドネシア経済連携協定

第43条 原産地証明書に基づく確認の要請

- 1 輸入締約国の税関当局は、関税上の特惠待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限ある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。
- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後6箇月以内に提供する。
輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後4箇月以内に提供する。
- 3 輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第41条7(b)に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供するように要請することができる。

第44条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

- 1 輸入締約国の税関当局は、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、次の事項を行うことができる。
 - (a) 輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局(当該税関当局は、当該輸入締約国の必要な専門知識を有する他の政府職員を伴うことができる。)の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第41条7(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対して要請すること。
 - (b) 産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が所持するものを提供することを、当該輸出締約国に対して訪問の間又はその後に要請すること。
- 2 輸入締約国の税関当局は、1又は6の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
- 3 2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
 - (a) 当該書面を送付する輸入締約国の税関当局を特定する事項
 - (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者の氏名又は名称
 - (c) 訪問の実施を希望する日及び場所
 - (d) 訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。)
 - (e) 訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員及び必要な専門知識を有する他の政府職員の氏名及び官職
- 4 輸出締約国は、1又は6の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から30日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
- 5 輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から45日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1又は6の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。
- 6 (a) 輸入締約国の税関当局は、例外的であると認める場合には、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の前又はその間に、輸出締約国に対し1に規定する要請を行うことができる。
(b) (a)に規定する要請を行う場合には、前条の規定は、適用しない。

第45条 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定

- 1 輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。
- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明書が当該権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の税関当局は、その通報を

受領したときは、産品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができる。

- 3 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。
 - (a) 当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第43条2又は前条5に規定する期間内に回答しない場合
 - (b) 当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合
 - (c) 第43条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合
- 4 輸入締約国の税関当局は、場合に応じて第43条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定(当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。)を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が前条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、当該決定を通報する。

7. 日ブルネイ経済連携協定

第40条 原産地証明書に基づく確認の要請

1 輸入締約国の関係当局は、原産地証明書が真正なものであること又は原産地証明書に含まれる情報が正確なものであることについて合理的な疑いがある場合には、関税上の特惠待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。

注釈 この条から第43条までの規定の適用上、「輸入締約国の関係当局」とは、

(a) ブルネイ・ダルサラーム国については、外務貿易省をいう。

(b) 日本国については、財務省をいう。

2 輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後3箇月以内に提供する。

輸入締約国の関係当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の関係当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後2箇月以内に提供する。

3 輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第37条8(b)に規定するものに対し、輸入締約国の関係当局から要請された情報を提供するように要請することができる。

第41条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

1 輸入締約国の関係当局は、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、次の事項を行うことができる。

(a) 輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の関係当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第37条8(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対して要請すること。

(b) 産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が所持するものを提供することを、当該輸出締約国に対して(a)に規定する訪問の間又はその後に要請すること。

2 輸入締約国の関係当局は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

3 2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

(a) 当該書面を送付する輸入締約国の関係当局を特定する事項

(b) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者の氏名又は名称

(c) 訪問の実施を希望する日及び場所

(d) 訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。)

(e) 訪問に立ち会う輸入締約国の関係当局の職員の氏名及び官職

4 輸出締約国は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から30日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。

5 輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から45日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の関係当局に提供する。

6 (a) 輸入締約国の関係当局は、緊急であると認める場合には、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の前又はその間に、輸出締約国に対し1に規定する要請を行うことができる。

(b) (a)に規定する要請を行う場合には、前条の規定は、適用しない。

第42条 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定

1 輸入締約国の関係当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。

- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明書が当該輸出締約国の権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の関係当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の関係当局は、その通報を受領したときは、産品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができる。
- 3 輸入締約国の関係当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。
 - (a) 第40条2若しくは前条5に規定する期間内に情報を提供するとの要件又は同条4に規定する期間内に同条2に規定する書面に対して回答するとの要件が満たされない場合
 - (b) 前条1(a)に規定する要請が拒否される場合
 - (c) 第40条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の関係当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合
- 4 輸入締約国の関係当局は、場合に応じて第40条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定(当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。)を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が同条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、当該決定を通報する。

8. 日アセアン経済連携協定

第36条 運用上の証明手続

附属書4に規定する運用上の証明手続は、原産地証明書及び関連事項に関する手続について適用する。

附属書4 運用上の証明手続

第6規則 原産品であるか否かについての確認

- 1 輸入締約国の税関当局又は関係当局は、他の締約国から輸入され、及び関税上の特惠待遇を要求される産品がこの協定に基づく当該他の締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該産品が当該他の締約国の原産品であるか否かに関する情報を要請することができる。ただし、その要請が輸出締約国の権限のある政府当局に対し原産地証明書に基づいて行われることを条件とする。
- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後三箇月以内に提供する。輸入締約国の税関当局又は関係当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局又は関係当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該追加の情報の要請の受領の日の後三箇月以内に提供する。
- 3 輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第二規則4(b)に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局又は関係当局から要請された情報を提供するよう要請することができる。
- 4 1の規定に基づく情報の要請は、第七規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問を行うことを妨げるものではない。
- 5 この規則及び第七規則に規定する手続の期間中、輸入締約国の税関当局は、産品が原産品であるか否かについての確認の結果が出るまで関税上の特惠待遇を停止することができる。当該輸入締約国の税関当局は、当該産品が適当な行政上の措置の対象となる場合を除くほか、当該手続の完了を待たずに輸入者に対して当該産品の引取りを許可する。
- 6 各締約国は、自国の関係当局がある場合には、当該関係当局の名称を他の締約国に通報する。

第7規則 原産品であるか否かについての確認のための訪問

- 1 輸入締約国の税関当局又は関係当局は、次の事項を行うことができる。
 - (a) 輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局又は関係当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第二規則4(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対して要請すること。
 - (b) 産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が所持するものを提供することを、当該輸出締約国に対して(a)の規定による訪問の間に要請すること。
- 2 輸入締約国の税関当局又は関係当局は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも六十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
- 3 2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
 - (a) 当該書面を送付する税関当局又は関係当局を特定する事項

- (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する製品の生産者の氏名又は名称
 - (c) 訪問の実施を希望する日及び場所
 - (d) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の製品の明記を含む。）
 - (e) 訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局又は関係当局の職員の氏名及び官職
- 4 輸出締約国は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
- 5 輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1の規定に基づいて収集した追加の情報を輸入締約国の税関当局又は関係当局に提供する。

第8規則 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定

- 1 輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの製品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該製品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの附属書に規定する要件を遵守しないときは、当該製品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。
- 2 第六規則又は第七規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための手続が実施された場合には、輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、製品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができる。
- (a) 当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第六規則2又は第七規則5に規定する期間内に回答しない場合
 - (b) 当該輸出締約国が、当該輸入締約国の税関当局若しくは関係当局が要請する原産品であるか否かについての確認のための訪問の実施を拒否する場合又は第七規則2の規定による書面による要請に対し同規則4に規定する期間内に回答しない場合
 - (c) 第六規則又は第七規則の規定に従い当該輸入締約国の税関当局又は関係当局に提供された情報が当該製品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合
- 3 第六規則又は第七規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための手続が実施された場合には、輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、製品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。その送付は、輸入締約国及び輸出締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第六規則に従い輸出締約国の権限のある政府当局により最後に提供された情報を受領した日の後三十日以内又は第七規則に規定する訪問の最終日から六十日以内に行う。
- 4 輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が第七規則に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する製品の生産者に対し、輸入締約国の税関当局による3に規定する決定を通報する。製品が当該輸出締約国の原産品であると決定される場合には、関税上の特惠待遇の停止は、解除される。

9. 日フィリピン経済連携協定

第43条 原産地証明書に基づく確認の要請

- 1 輸入締約国の税関当局は、関税上の特惠待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。
- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後3箇月を超えない期間内に提供する。
輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後2箇月を超えない期間内に提供する。
- 3 輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であって第41条7(b)に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供するよう要請することができる。

第44条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

- 1 輸入締約国の税関当局は、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、輸出締約国に対し次のことを要請することができる。
 - (a) 輸出締約国の権限のある政府当局が輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であって第41条7(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うこと。
 - (b) 産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、権限のある政府当局又は指定団体が所持するものを提供すること。
- 2 (a) 輸入締約国の税関当局は、例外的であると認める場合には、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の前又はその間に、輸出締約国に対し1に規定する要請を行うことができる。
 - (b) (a)に規定する要請を行う場合には、前条の規定は、適用しない。
- 3 輸入締約国は、1又は2の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
- 4 3の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
 - (a) 当該書面を送付する税関当局を特定する事項
 - (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する生産者の氏名又は名称
 - (c) 訪問の実施を希望する日及び場所
 - (d) 訪問の目的及び実施の範囲(確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。)
 - (e) 訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職
- 5 輸出締約国は、1又は2の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、3の規定により送付される書面を受領した日から30日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
- 6 輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から45日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1又は2の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

第45条 原産品であるか否か及び関税上の特惠待遇の決定

- 1 輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。
- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明書の発給の決定を取り消す場合には、当該原産地証明書が当該権限のある政府当局に返却された場合を除くほか、当該原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸入締約国の税関当局に対し速やかにその取消しを通報する。当該輸入締約国の税関当局は、その通報を受領したときは、産品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができる。
- 3 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面により

その旨の決定を送付する。

- (a) 当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第43条2又は前条6に規定する期間内に回答しない場合
- (b) 当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条3の規定による書面による要請に対し同条5に規定する期間内に回答しない場合
- (c) 第43条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

4 輸入締約国の税関当局は、場合に応じて第43条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が前条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、当該輸入締約国の税関当局による決定を通報する。

10. 日スイス経済連携協定

附属書 2（第 2 章関係） 原産地規則

第25条 原産地証明の確認

- 1 両締約国は、この附属書の規定の適正な適用を確保するため、この協定及び各締約国の国内法令に従い、原産地証明についての確認及び原産地証明に記載した情報が正確であることについての確認を行うために相互に支援する。
- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局の要請があった場合には、1に規定する確認を行う。
- 3 輸入締約国の税関当局は、場合に応じ確認の要請を行う理由を付して、原産地証明又はその写しを輸出締約国の権限のある政府当局による確認のために返却する。原産地証明に記載された情報が不正確であることを示唆する文書又は情報が得られた場合には、当該文書又は情報を当該要請の裏付けとして当該輸出締約国の権限のある政府当局に送付するものとする。
- 4 輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明の確認の目的で、証拠の要求のために必要な措置並びに輸出者又はこの附属書の第16条及び第19条に規定する生産者若しくは他の者の文書又は施設の検査その他の適当と認められる検査の実施のために必要な措置をとる。
- 5 輸入締約国の税関当局は、確認の結果が出るまで、関係する原産地証明の対象となる製品について関税上の特惠待遇を与えることを停止することができる。ただし、当該輸入締約国の税関当局は、当該製品が適切な行政上の措置の対象となる場合を除くほか、自国の国内法令に基づき、当該確認の完了を待たずに輸入者に対して当該製品の引取りを許可する。
- 6 輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局に対し、確認の結果をできる限り速やかに通報する。当該結果には、原産地証明が真正であるか否か及び関係する製品が原産地証明に示された締約国の原産品であるか否かを明示するものとする。
- 7 確認の要請の日から10箇月以内若しくは両締約国が合意するその他の期間内に輸出締約国の権限のある政府当局からの回答がない場合には、又は関係する原産地証明が真正であり、若しくは製品が原産地証明に示された締約国の原産品であると決定するために十分な情報を当該回答が含まない場合には、輸入締約国の税関当局は、関税上の特惠待遇を与えることを拒否することができる。
- 8 輸入締約国の税関職員は、輸入締約国の書面による要請があり、かつ、輸出締約国の権限のある政府当局が定める条件に従う場合には、当該輸出締約国の権限のある政府当局が確認を行う間、オブザーバーとして立ち会うことができる。輸入締約国は、輸出締約国が税関職員のそのような立ち会いを拒否する場合には、原産地証明の対象となる製品を非原産品とみなすことができる。

11. 日ベトナム経済連携協定

第36条 運用上の証明手続

附属書3に規定する運用上の証明手続は、原産地証明書及び関連事項に関する手続について適用する。

附属書3 運用上の証明手続

第6規則 原産品であるか否かについての確認

- 1 輸入締約国の税関当局は、輸出締約国から輸入され、及び関税上の特惠待遇を要求される産品がこの協定に基づく当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を要請することができる。ただし、その要請が当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し原産地証明書に基づいて行われることを条件とする。
- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報をその要請の受領の日の後九十日以内に提供する。輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、当該輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該追加の情報の要請の受領の日の後九十日以内に提供する。
- 3 輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第二規則4に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供するように要請することができる。
- 4 1の規定に基づく情報の要請は、第七規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問を行うことを妨げるものではない。
- 5 この規則及び第七規則に規定する手続の期間中、輸入締約国の税関当局は、産品が原産品であるか否かについての確認の結果が出るまで関税上の特惠待遇を停止することができる。当該輸入締約国の税関当局は、当該産品が適切な行政上の措置の対象となる場合を除くほか、当該手続の完了を待たずに輸入者に対して当該産品の引取りを許可する。

第7規則 原産品であるか否かについての確認のための訪問

- 1 輸入締約国の税関当局は、次の事項を行うことができる。
 - (a) 輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第二規則4(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対して要請すること。
 - (b) 産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が所持するものを提供することを、当該輸出締約国に対して(a)の規定による訪問の間に要請すること。
- 2 輸入締約国の税関当局は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも六十日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
- 3 2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
 - (a) 当該書面を送付する税関当局を特定する事項
 - (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者の氏名又は名称

- (c) 訪問の実施を希望する日及び場所
 - (d) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の製品の明記を含む。）
 - (e) 訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職
- 4 輸出締約国は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から三十日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
- 5 輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から四十五日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1の規定に基づいて収集した追加の情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

第8規則 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定

- 1 輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの製品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該製品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの附属書に規定する要件を遵守しないときは、当該製品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。
- 2 第六規則又は第七規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための手続が実施された場合には、輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、製品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができる。
- (a) 当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第六規則2又は第七規則5に規定する期間内に回答しない場合
 - (b) 当該輸出締約国が、当該輸入締約国の税関当局が要請する原産品であるか否かについての確認のための訪問の実施を拒否する場合又は第七規則2の規定による書面による要請に対し同規則4に規定する期間内に回答しない場合
 - (c) 第六規則又は第七規則の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該製品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合
- 3 第六規則又は第七規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための手続が実施された場合には、輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、製品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。その送付は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第六規則の規定に従い当該輸出締約国の権限のある政府当局により最後に提供された情報を受領した日の後三十日以内又は第七規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問の最終日から六十日以内に行う。
- 4 輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が第七規則に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する製品の生産者に対し、輸入締約国の税関当局による3に規定する決定を通知する。製品が当該輸出締約国の原産品であると決定される場合には、関税上の特惠待遇の停止は、解除される。

12. 日インド経済連携協定

第40条 運用上の証明手続

附属書3に規定する運用上の証明手続は、原産地証明書及び関連事項に関する手続について適用する。

附属書3（第3章関係） 運用上の証明手続

第6節 原産地証明書に基づく確認の要請

- 1 輸入締約国の税関当局は、関税上の特惠待遇を与えられて輸出締約国から輸入される製品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該製品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。
- 2 輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後3箇月を超えない期間内に提供する。
輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、製品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後2箇月を超えない期間内に提供する。
- 3 輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する製品の生産者であって第3節6(b)に規定するものに対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を提供するように要請することができる。
- 4 1の規定に基づく情報の要請は、次節に規定する方法により原産品であるか否かについての確認を行うことを妨げない。
- 5 この節及び次節に規定する手続の期間中、輸入締約国の税関当局は、製品が原産品であるか否かについての確認の結果が出るまで関税上の特惠待遇を停止することができる。もっとも、当該輸入締約国の税関当局は、自国の法令に従い、当該手続の完了を待たずに輸入者に対して当該製品の引取りを許可する。

第7節 原産品であるか否かについての確認のための訪問

- 1 輸入締約国の税関当局は、前節に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、次の事項を行うことができる。
 - (a) 輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する製品の生産者であって第3節6(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、製品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該製品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対して要請すること。
 - (b) 製品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が所持するものを提供することを、当該輸出締約国に対して(a)に規定する訪問の間又はその後要請すること。
- 2 輸入締約国の税関当局は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも60日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する製品の生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
- 3 2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
 - (a) 当該書面を送付する輸入締約国の税関当局を特定する事項
 - (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する製品の生産者の氏名又は名称
 - (c) 訪問の実施を希望する日及び場所
 - (d) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の製品の明記を含む。）
 - (e) 訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職
- 4 輸出締約国は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から30日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
- 5 輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日から45日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

第8節 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定

- 1 輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの製品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該製品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの附属書に規定する要件を満たさない

ときは、当該産品に關稅上の特恵待遇を与えないことができる。

- 2 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、關稅上の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。
 - (a) 当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対し第6節2又は前節5に規定する期間内に情報を提供しない場合
 - (b) 当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前節2の規定による書面による要請に対し同節4に規定する期間内に回答しない場合
 - (c) 第6節又は前節の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合
- 3 輸入締約国の税関当局は、場合に応じて第6節又は前節に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が前節に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、当該決定を通報する。

13. 日ペルー経済連携協定

第66条 確認手続

- 1 両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、この協定及びそれぞれ自国の法令に従い、原産地証明に関する情報を確認するために相互に支援する。
- 2 輸入締約国は、輸出締約国から輸入される産品がこの章に規定する要件を満たすか否かを決定するため、輸入締約国の関係当局を通じて次のいずれかの方法により原産地証明に関する情報を確認することができる。
 - (a) 輸入者に対し、原産地証明に関する情報を要請すること。
 - (b) 輸出締約国の権限のある当局に対し、原産地証明に関する情報を当該原産地証明に基づいて要請すること。
 - (c) 第64条の規定に従って文書及び記録を保管する輸出者、認定輸出者又は生産者からの原産地証明に関する情報を輸出締約国の権限のある当局を通じて要請すること。
 - (d) 輸出締約国の権限のある当局が輸入締約国の関係当局のオブザーバーとしての立会いの下に第64条の規定に従って文書及び記録を保管する輸出者、認定輸出者又は生産者の施設を訪問することを通じて当該産品の生産において使用された設備の確認を行い、及び収集した情報を訪問の後に提供することを、輸出締約国に対して要請すること。
- 3 輸入締約国の関係当局は、2の規定の実施のために、確認の要請を行う理由を付して、原産地証明の写しを輸出締約国の権限のある当局に返送する。原産地証明に記載された情報が不正確であることを示唆する文書又は情報が得られた場合には、当該文書又は情報を当該要請の裏付けとして当該権限のある当局に送付するものとする。
- 4 (a) 輸出締約国の権限のある当局は、2 (b) 及び(c)の規定の実施のために、要請された情報をその要請の受領の日の後3箇月以内に提供する。
 - (b) 輸入締約国の関係当局は、必要と認める場合には、原産地証明に関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある当局は、当該関係当局が追加の情報を要請する場合には、要請された情報をその要請の受領の日の後2箇月以内に提供する。
- 5 (a) 輸入締約国の関係当局は、2 (d)の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、その要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも30日前までに受領の確認を伴う方法により輸出締約国に送付する。
 - (b) (a)の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
 - (i) 当該書面を送付する輸入締約国の関係当局を特定する事項
 - (ii) 輸出締約国に所在し、かつ、第64条の規定に従って文書及び記録を保管する輸出者、認定輸出者又は生産者であって、その施設への訪問が要請されるものの名称
 - (iii) 訪問の実施を希望する日及び場所
 - (iv) 訪問の目的及び実施の範囲（原産地証明に記載された産品であって、確認の対象となっているものの明記を含む。）
 - (v) 訪問に立ち会う輸入締約国の関係当局の職員の氏名及び官職
 - (c) 輸出締約国は、2 (d)の規定により要請される訪問の実施を受諾するか否かを、(a)の規定により送付される書面を受領した後30日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
 - (d) 輸出締約国は、訪問の最終日の後60日以内又は相互に同意するその他の期間内に、2 (d)の規定により収集した情報を輸入締約国の関係当局に提供する。
- 6 輸入締約国の関係当局は、輸出締約国が確認の要請を受領した後12箇月以内に、輸出締約国の権限のある当局に対し、確認の対象となる産品がこの章に規定する要件を満たすか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。
- 7 (a) 輸入締約国の関係当局は、産品の輸入者が当該関係当局からの原産地証明に関する情報に係る要請であって、2 (a)の規定によるものに応じない場合には、当該産品について関税上の特惠待遇を与えないことができる。
 - (b) 輸入締約国の関係当局は、次のいずれかの場合には、関税上の特惠待遇を与えないことができるものとし、輸出締約国の権限のある当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。
 - (i) 4若しくは5 (d)に規定する期間内に情報を提供すると要件又は5 (c)に規定する期間内に5 (a)に規定する書面に対して回答すると要件が満たされない場合
 - (ii) 2 (d)に規定する要請が拒否される場合
 - (iii) 2 (b)から(d)までの規定により輸入締約国の関係当局に提供された情報がこの章に規定する要件を産品が満たすことを証明するために十分でない場合
 - (c) 輸入締約国の税関当局は、確認の結果が出るまでの間、問題とされる原産地証明の対象となる産品につ

いて関税上の特惠待遇を与えることを停止することができる。ただし、その停止が、当該製品の引取りを妨げる理由となってはならない。

- (d) 輸入締約国は、自国の関係当局が特定の生産者の特定の製品について関税上の特惠待遇を与える要件を満たさないとの決定を既に行っている場合には、その後に輸入される当該生産者の同種の製品がこの章に規定する要件を満たすことが証明されるまで、当該同種の製品の輸入者に対し、当該同種の製品について関税上の特惠待遇を与えることを停止することができる。

14. 日オーストラリア経済連携協定

第3・21条 原産品であることについての確認

- 1 両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、利用可能な資源の範囲内で、この協定及びそれぞれの国内の法令に従い、原産地に関する証拠書類についての情報を確認するために相互に支援する。
- 2 輸入締約国の税関当局は、一方の締約国に他方の締約国から輸入される産品が原産品であるか否かを決定するため、次のいずれかの手段により確認手続を行うことができる
 - (a) 輸入者に対し、情報を書面により要請すること。
 - (b) 輸出締約国の権限を与えられた機関又は税関当局に対し、当該輸出締約国の利用可能な資源の範囲内で原産地に関する証拠書類の有効性の確認を書面により要請すること。
 - (c) 輸出締約国の輸出者又は生産者であって、前条1(a)に規定するものに対し、情報を書面により要請すること。
 - (d) 次条の規定に従って、輸出締約国の輸出者又は生産者であって、前条1(a)に規定するものの施設に原産品であるか否かについての確認のための訪問を行うこと。
- 3 2(b)及び(c)の規定の適用上、輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の輸出者、生産者、権限を与えられた機関又は税関当局に対し、書面による要請への回答のために、当該要請の受領の日から45日間又は両締約国が合意するその他の期間を与える。
- 4 輸入締約国の税関当局は、関税上の特惠待遇を受ける適格性についての2の規定に基づく確認を6か月以内に完了するよう努める。当該輸入締約国の税関当局は、2に基づく確認が完了したときは、次のものに対し、自己の決定並びに当該決定に係る法的根拠及び事実認定に関し書面による通報を行う。
 - (a) 2(a)から(c)までのいずれかの規定に基づき情報を書面により要請した場合には、情報の提供を要請された輸入者、輸出締約国の輸出者、生産者、権限を与えられた機関又は税関当局
 - (b) 2(d)の規定に基づき原産品であるか否かについての確認のための訪問を実施した場合には、輸出締約国並びに施設への訪問を受けた輸出者及び生産者

第3・22条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

- 1 前条2(d)に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問は、輸出締約国が定める条件に従って実施される。
- 2 1に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問に先立ち、
 - (a) 輸入締約国は、輸出者又は生産者の施設への当該原産品であるか否かについての確認のための訪問に関し、この訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに、輸出締約国に対し書面による要請を行う。
 - (b) 輸出締約国は、(a)に規定する要請の受領の日から30日以内に、その要請を受諾するか否かに関し、当該輸入締約国に対し書面により回答する。当該輸出締約国は、その施設への訪問を受ける輸出者又は生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
- 3 2(a)に規定する書面による要請には、次の事項に関する情報を含める。
 - (a) 当該要請を送付する税関当局を特定する事項
 - (b) 当該要請が送付される輸出者又は生産者の氏名又は名称
 - (c) 当該書面による要請が行われた日
 - (d) 訪問の実施を希望する日及び場所
 - (e) 要請する訪問の目的及び実施の範囲（原産地に関する証拠書類に記載された産品であって、確認の対象となっているものについての明記を含む。）
 - (f) 訪問に参加する輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職

第3・23条 関税上の特惠待遇の否認

- 1 輸入締約国は、次の場合には、関税上の特惠待遇の要求を否認することができる。
 - (a) 産品がこの章に規定する要件を満たさない場合
 - (b) 産品の輸出者、生産者又は輸入者が、関税上の特惠待遇を得るための関連する要件を満たしていない場合又は満たさなかった場合
 - (c) 輸出締約国が、輸入締約国に対し、原産品であるか否かについての確認のための訪問の要請に関し、前条2(b)の規定に基づく書面による回答を行わない場合、又はその要請を拒否する旨の書面による回答を行う場合
 - (d) 関税上の特惠待遇の要求が原産地証明書又は輸出者若しくは生産者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合において、輸入者及び輸出締約国の輸出者、生産者又は権限を与えられた機関のうちのものが、第3・21条の規定に基づく輸入締約国の税関当局による要請に対して産品が輸出締約国の原産品であることを証明するために十分な情報を提供しないとき。

- (e) 関税上の特惠待遇の要求が輸入者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合において、第3・21条2(a)の規定に従い輸入締約国の税関当局に提供された情報が、産品が原産品であることを証明するために十分でないとき。
- 2 輸入締約国は、第3・21条の規定に基づく原産品であることについての確認手続の対象となる産品について、この確認の期間中、関税上の特惠待遇を与えることを停止し、又は否認することができる。ただし、その停止は、適当な担保、手数料その他の課徴金又は税が支払われることを条件として、当該産品の引取りを妨げる理由となってはならない。
- 3 輸入締約国は、自国の関係当局が特定の生産者の特定の産品について関税上の特惠待遇を与えないとの決定を既に行っている場合には、当該産品がこの章の規定を満たすことが証明されるまで、当該産品の同種の産品のその後の輸入につき、関税上の特惠待遇の適用を停止し、又は否認することができる。

15. 日モンゴル経済連携協定

第3・18条 原産地証明書に基づく確認の要請

- 1 両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、この協定及びそれぞれの国内の法令に従い、原産地証明書に関する情報を確認するために相互に支援する。
- 2 輸入締約国の税関当局は、関税上の特惠待遇を与えられるものとして輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。
- 3 輸出締約国の権限のある政府当局は、2の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後4箇月を超えない期間内に提供する。輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後2箇月を超えない期間内に提供する。
- 4 輸出締約国の権限のある政府当局は、3の規定の実施のために、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する第3・16条8(b)に規定する産品の生産者に対し、輸入締約国の税関当局から要請された情報を当該政府当局に提供するように要請することができる。

第3・19条 原産品であるか否かについての確認のための訪問

- 1 輸入締約国の税関当局は、前条の規定に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、次のことを行うことができる。
 - (a) 輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する第3・16条8(b)に規定する産品の生産者の施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対して要請すること。
 - (b) 産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が所持するものを提供することを、当該輸出締約国に対し(a)に規定する訪問の間又はその後要請すること。
- 2 輸入締約国の税関当局は、1の規定に基づく訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行う書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
- 3 2に規定する要請を行う書面には、次の事項に関する情報を含める。
 - (a) 当該書面を作成する輸入締約国の税関当局を特定する事項
 - (b) その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者の氏名又は名称
 - (c) 訪問の実施を希望する日及び場所
 - (d) 要請する訪問の目的及び実施の範囲（原産地証明書に記載された産品であって、確認の対象となっているものについての明記を含む。）
 - (e) 訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の名及び官職
- 4 輸出締約国は、1の規定に基づいて要請された訪問の実施を受諾するか否かを、2に規定する要請を行う書面を受領した日の後30日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
- 5 輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の法令に従い、訪問の最終日の後45日以内又は相互に同意するその他の期間内に、1の規定に基づいて収集した情報を輸入締約国の税関当局に提供する。

第3・20条 原産品であるか否かについての決定及び関税上の特惠待遇に係る決定

- 1 輸入締約国の税関当局は、輸入者が産品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する関連する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。
- 2 輸入締約国の税関当局は、第3・16条12の規定に従って輸出締約国の権限のある政府当局から原産地証明書の発給の決定を取り消すとの通報を受領したときは、産品が当該輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特惠待遇を与えないことができる。
- 3 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上

の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対して書面によりその旨の決定を送付する。

(a) 当該輸出締約国の権限のある政府当局が要請に対して第3・18条3又は前条5に規定する期間内に情報を提供しない場合

(b) 当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合

(c) 前二条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

4 輸入締約国の税関当局は、場合に応じて前二条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が前条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対して、当該決定を通報する。

16. CPTPP

第3・27条 原産品であることの確認

- 1 輸入締約国は、自国の領域に輸入される産品が原産品であるかどうかを決定するため、次の一又は二以上の手段により、関税上の特惠待遇の要求について確認を行うことができる（注）。

注 この条の規定の適用上、この条の規定に従って収集される情報は、この章の規定の効果的な実施を確保するために使用されなければならない。締約国は、この条に定める手続を他の目的で情報を収集するために用いてはならない。

 - (a) 当該産品の輸入者に対し、情報について書面により要請すること。
 - (b) 当該産品の輸出者又は生産者に対し、情報について書面により要請すること。
 - (c) 当該産品の輸出者又は生産者の施設に確認のための訪問を行うこと。
 - (d) 繊維又は繊維製品については、第4・6条（確認）に規定する手続をとること。
 - (e) 当該輸入締約国と当該産品の輸出者又は生産者が所在する締約国との間で決定するその他の手続をとること。
- 2 輸入締約国は、確認を行う場合には、輸入者、輸出者又は生産者から直接情報を受領する。
- 3 輸入締約国は、関税上の特惠待遇の要求が輸出者又は生産者が作成した原産地証明書に基づく場合において、1 (a)の規定に基づいて行う情報についての要請に対し、輸入者が当該輸入締約国に情報を提供せず、又は提供された情報が関税上の特惠待遇の要求を裏付けるのに十分でないときは、当該要求を否認する前に、1 (b)又は(c)の規定に基づき、当該輸出者又は生産者に対し、当該要求を裏付けるための情報について要請する。当該輸入締約国は、6 (e)に規定する期間内に当該確認（1 (b)又は(c)の規定に基づく当該輸出者又は生産者に対する追加的な要請を含む。）を完了する（注）。

注 締約国は、関税上の特惠待遇の要求が輸入者の作成した原産地証明書に基づいて行われる場合には、輸出者若しくは生産者に対して当該要求を裏付けるために情報を要請すること又は輸出者若しくは生産者を通じた確認を完了することを要求されない。
- 4 1 (a)から(c)までの規定に基づいて行う情報又は確認のための訪問についての書面による要請は、次の要件を満たすものでなければならない。
 - (a) 英語又は当該要請を受ける者の締約国の公用語によること。
 - (b) 当該要請を送付する政府機関を特定する事項を含むこと。
 - (c) 当該要請の理由（当該要請を行う締約国が確認により解決を求める問題の特定を含む。）を明記すること。
 - (d) 確認の対象となる産品を特定するための十分な情報を含むこと。
 - (e) 当該産品と共に提出された関連情報（原産地証明書を含む。）の写しを含むこと。
 - (f) 確認のための訪問を行う場合には、その施設に当該訪問を受ける輸出者又は生産者の書面による同意を要請すること並びに当該訪問の実施を希望する日、場所及びその具体的な目的を明記すること。
- 5 輸入締約国は、1 (b)又は(c)の規定に従って確認を開始した場合には、輸入者に対し当該確認の開始について通報する。
- 6 輸入締約国は、1 (a)から(c)までの規定に基づく確認を行うに当たり、次のことを行う。
 - (a) 情報又は確認のための訪問の期間中に検討されることになる書類についての書面による要請について、それらの対象が産品が原産品であるかどうかを決定するための情報又は書類に限定されることを確保すること。
 - (b) 輸入者、輸出者又は生産者が回答するために必要な情報又は書類を特定することができるよう、(a)に規定する情報又は書類について十分詳細に説明すること。
 - (c) 輸入者、輸出者又は生産者に対し、回答するため、1 (a)又は(b)の規定に基づく情報についての書面による要請の受領の日から少なくとも30日の期間を与えること。
 - (d) 輸出者又は生産者に対し、1 (c)の規定に基づく確認のための訪問についての書面による要請に同意するため、又は当該要請を拒否するため、当該要請の受領の日から30日の期間を与えること。
 - (e) 確認の後、できる限り速やかに、遅くとも決定を行うために必要な情報（適当な場合には、9の規定に基づいて受領する情報を含む。）を受領した後90日以内に、かつ、1の規定に基づいて最初の情報についての要請その他の行動をとった後365日以内に、決定を行うこと。締約国は、自国の法令によって認められている場合には、関係する技術的情報が非常に複雑である事案等の例外的な事案について、その365日の期間を延長することができる。
- 7 輸入締約国は、1 (b)の規定に基づいて確認の要請を行う場合には、輸出者又は生産者が所在する締約国の求めに応じ、自国の法令に従い、当該輸出者又は生産者が所在する締約国に通報する。これらの関係する締約国は、当該輸出者又は生産者が所在する締約国に対する当該確認の要請の通報に係る方法及び時期を決定する。当該輸出者又は生産者が所在する締約国は、更に、当該輸入締約国の求めに応じ、適当と認

める場合には、自国の法令に従い、当該確認を支援することができる。その支援には、当該確認のための連絡先を提供すること、当該輸入締約国に代わって当該輸出者又は生産者から情報を収集すること及び当該輸入締約国が産品が原産品であるかどうかを決定することができるようにするためのその他の活動を含めることができる。当該輸入締約国は、当該輸出者又は生産者が所在する締約国が、要請された支援を行わなかったことのみを理由として、関税上の特惠待遇の要求を否認してはならない。

- 8 輸入締約国は、1 (c) の規定に基づいて確認を開始する場合には、訪問の要請を行う時に、輸出者又は生産者が所在する締約国に通報し、当該輸出者又は生産者が所在する締約国の職員が当該訪問の期間中当該輸出者又は生産者に同行する機会を与える。
- 9 輸入締約国は、書面による決定を送付する前に、輸入者及び当該輸入締約国に直接情報を提供した輸出者又は生産者に対して確認の結果を通報し、並びに関税上の特惠待遇を否認する意図を有する場合には、これらの者に対し、産品が原産品であることに関する追加的な情報の提出のために少なくとも30日の期間を与える。
- 10 輸入締約国は、次のことを行う。
 - (a) 輸入者に対し、産品が原産品であるかどうかについての書面による決定（当該決定の根拠を含む。）を送付すること。
 - (b) 確認の期間中に情報を提供し、又は産品が原産品であることの証明を行った輸入者、輸出者又は生産者に対し、当該確認の結果及びその理由を提供すること。
- 11 輸入締約国は、確認の期間中、自国の法令に定める関税の支払又は担保の提供が行われることを条件として、産品の引取りを認める。当該輸入締約国は、当該確認の結果として当該産品が原産品であると決定する場合には、当該産品に関税上の特惠待遇を与え、及び超過して徴収した関税の還付又は提供された担保の解除（当該担保が他の債務の弁済に充てられるものでない場合に限る。）を行う。
- 12 締約国による同一の産品の確認により、当該締約国の領域に輸入される産品が原産品であるとの主張について輸入者、輸出者又は生産者による虚偽の又は裏付けのない陳述が常習的に行われていることが示される場合には、当該締約国は、当該輸入者、輸出者又は生産者が、それぞれ輸入し、輸出し、又は生産する当該同一の産品について、原産品であることを証明するまでの間、関税上の特惠待遇の適用を停止することができる。この12の規定の適用上、「同一の産品」とは、当該産品に原産品としての資格を与える特定の原因規則に関連する全ての点において同一である産品をいう。
- 13 締約国は、確認の要請に当たり、原産地証明書に記載された輸出者、生産者又は輸入者の締約国内の連絡先の情報に依拠することで足りるものとする。

第3・28条 関税上の特惠待遇の要求についての決定

- 1 各締約国は、2又は第4・7条（決定）に規定する場合を除くほか、この協定が自国について効力を生ずる日以後に自国の領域に到着する産品について、この章の規定に基づいて行われる関税上の特惠待遇の要求を認める。さらに、輸入締約国は、自国が認める場合には、この協定が自国について効力を生ずる日以後に自国の領域に輸入され、又は税関管理から引き取られる産品について、この章の規定に基づいて行われる関税上の特惠待遇の要求を認める。
- 2 輸入締約国は、次のいずれかの場合には、関税上の特惠待遇の要求を否認することができる。
 - (a) 産品が特惠待遇を受ける資格がないと決定する場合
 - (b) 前条（原産品であることの確認）の規定に基づく確認により、産品が原産品であることを決定するのに十分な情報を得られなかった場合
 - (c) 輸出者、生産者又は輸入者が前条（原産品であることの確認）の規定に基づく情報についての書面による要請に対して回答を行わない場合
 - (d) 輸出者又は生産者が確認のための訪問についての書面による通報を受領した後、前条（原産品であることの確認）の規定に基づく書面による同意を与えない場合
 - (e) 輸入者、輸出者又は生産者がこの章に規定する要件を満たさない場合
- 3 輸入締約国は、関税上の特惠待遇の要求を否認する場合には、輸入者に決定（その理由を含む。）を送付する。
- 4 締約国は、仕入書が非締約国において発給されたことのみを理由として関税上の特惠待遇の要求を否認してはならない。締約国は、非締約国において仕入書が発給される場合には、原産地証明書を仕入書と別立てとすることを義務付ける。

第4・6条 確認

- 1 輸入締約国は、繊維又は繊維製品について、産品が関税上の特惠待遇を受ける産品であるかどうかを確認するため、第3・27条（原産品であることの確認）1 (a)、(b)若しくは(e)の規定及び関連する手続に従い、又はこの条に規定する現地訪問の要請を通じ、確認を行うことができる（注）。

注 この条の規定の適用上、この条の規定に従って収集される情報は、この章の規定の効果的な実施を確保するために 使用されなければならない。締約国は、この条に定める手続を他の目的で情報を収集するために用いてはならない。

- 2 輸入締約国は、次のいずれかを確認するため、繊維又は繊維製品の輸出者又は生産者に対してこの条の規定に基づく現地訪問を要請することができる。
 - (a) 繊維又は繊維製品がこの協定に基づく関税上の特惠待遇を受ける製品であるかどうか。
 - (b) 関税法令違反が生じているかどうか又は生じたかどうか。
- 3 輸入締約国は、この条の規定に基づく現地訪問の期間中、次のものへのアクセスを要請することができる。
 - (a) 関税上の特惠待遇の要求に関連する記録及び施設
 - (b) 確認が行われている関税法令違反に関連する記録及び施設
- 4 輸入締約国は、2の規定に基づく現地訪問の実施を求める場合には、訪問を受け入れる締約国に対して当該現地訪問の20日前までに次の事項について通報する。
 - (a) 希望する日
 - (b) 当該現地訪問の対象となる輸出者及び生産者の数（支援の提供を円滑に行うために適度に詳細なもの。ただし、当該輸出者及び生産者の氏名又は名称を特定する必要はない。）
 - (c) 当該訪問を受け入れる締約国による支援を要請するかどうか及び当該支援の種類
 - (d) 適当な場合には、2(b)の規定に基づいて確認が行われている関税法令違反（その通報の時点で入手可能な特定の違反に関連する情報であって事実即ししたもの（過去の経緯に関する情報等）を含む。）
 - (e) 輸入者が関税上の特惠待遇を要求したかどうか。
- 5 訪問を受け入れる締約国は、2の規定に基づく現地訪問に関する情報を受領した場合には、受入れに係る準備、要請を受けた支援の提供等の当該現地訪問に関する計画の立案を円滑にするため、輸入締約国に情報を要請することができる。
- 6 輸入締約国は、2の規定に基づく現地訪問の実施を求める場合には、訪問を受け入れる締約国に対し、実行可能な限り速やかに、かつ、この条の規定に基づいて輸出者又は生産者を最初に訪問する日の前に、現地訪問を希望する輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所の一覧表を提供する。
- 7 輸入締約国が2の規定に基づく現地訪問の実施を求める場合には、
 - (a) 訪問を受け入れる締約国の職員は、当該現地訪問の期間中、当該輸入締約国の職員に同行することができる。
 - (b) 訪問を受け入れる締約国の職員は、当該訪問を受け入れる締約国の法令に従い、当該輸入締約国の要請により又は自己の発意により、当該現地訪問の期間中、当該輸入締約国の職員を支援することができ、また、入手可能な範囲内で、当該現地訪問の実施に関連する情報を提供することができる。
 - (c) 当該輸入締約国及び訪問を受け入れる締約国は、当該現地訪問に関する連絡を関係する政府職員に限定するものとし、当該訪問を受け入れる締約国の政府に属さない輸出者又は生産者に対し事前に現地訪問について通知してはならず、また、その開示により当該現地訪問の実効性を損なうおそれのある確認又は執行に関する非公開の情報を提供してはならない。
 - (d) 当該輸入締約国は、当該現地訪問の時までに輸出者又は生産者（注）に対し、関連する記録又は施設にアクセスするための許可を要請する。当該輸入締約国は、事前の通報が当該現地訪問の実効性を損なうおそれがある場合を除くほか、適当な事前の通報により当該許可を要請するものとする。

注 当該輸入締約国は、現地訪問の対象となる施設において当該現地訪問に同意を与える資格を有する者からの許可を要請する。
 - (e) 繊維又は繊維製品の輸出者又は生産者が(d)に規定するアクセス又は許可を拒否する場合には、当該現地訪問については、実施しない。当該輸入締約国は、当該現地訪問の対象となる者の関係する従業員の都合又は施設の利用可能性を考慮して、提案される合理的な代替日を検討する。
- 8 輸入締約国は、2の規定に基づく現地訪問の完了に当たり、次のことを行う。
 - (a) 訪問を受け入れる締約国の要請に応じ、当該訪問を受け入れる締約国に暫定的な所見を通報すること。
 - (b) 訪問を受け入れる締約国から書面による要請を受領した場合には、当該要請の日の後90日以内に、当該訪問を受け入れる締約国に対し、当該現地訪問の結果に関する書面による報告書（所見を含む。）を提供すること。当該輸入締約国は、当該報告書が英語によるものでない場合には、当該訪問を受け入れる締約国の要請に応じ、英語に翻訳したものを提供する。
 - (c) 輸出者又は生産者からの書面による要請を受領した場合には、当該要請の日の後90日以内に、当該輸出者又は生産者に対し、当該現地訪問の結果に関する書面による報告書（当該輸出者又は生産者に係る報告書。所見を含む。）を提供すること。当該報告書は、(b)の規定に基づいて用意する報告書に適当な変更を加えたものとして提供することができる。当該輸入締約国は、当該輸出者又は生産者に対し、当該報告書を要請する権利があることを通報する。当該輸入締約国は、当該報告書が英語によるものでない場合には、当該輸出者又は生産者の要請に応じ、英語に翻訳したものを提供する。
- 9 輸入締約国は、2の規定に基づく現地訪問を実施し、その結果として繊維又は繊維製品に対する関税上の特

恵待遇を否認する意図を有する場合には、その否認の前に、輸入者及び当該輸入締約国に直接情報を提供した輸出者又は生産者に対し、当該関税上の特惠待遇の要求を裏付ける追加的な情報の提出のために30日の期間を与える。7(d)の規定に基づく事前の通報が行われなかった場合には、これらの輸入者、輸出者又は生産者は、30日の追加的な期間を要請することができる。

- 10 輸入締約国は、訪問を受け入れる締約国がこの条の規定に基づいて要請された支援又は情報を提供しないことのみを理由として、関税上の特惠待遇の要求を否認してはならない。
- 11 輸入締約国は、この条の規定に基づいて確認が行われる期間中、自国の法令で定める手続に従って適当な措置（当該確認の対象となる輸出者又は生産者の繊維又は繊維製品に対する関税上の特惠待遇の適用の停止又は否認を含む。）をとることができる。
- 12 輸入締約国の領域に輸入される繊維又は繊維製品が関税上の特惠待遇を受ける製品であることについての輸出者又は生産者による虚偽の又は裏付けのない陳述が常習的に行われていることが当該輸入締約国による同一の繊維又は繊維製品の確認により示される場合には、当該輸入締約国は、当該輸出者又は生産者により輸入され、輸出され、又は生産される同一の繊維又は繊維製品について、関税上の特惠待遇を受ける製品であることが当該輸入締約国に対して証明されるまでの間、関税上の特惠待遇を停止することができる。この12の規定の適用上、「同一の繊維又は繊維製品」とは、繊維又は繊維製品に原産品としての資格を与える特定の原産地規則に関連する全ての点において同一である繊維又は繊維製品をいう。

第4・7条 決定

輸入締約国は、次のいずれかの場合には、繊維又は繊維製品に対する関税上の特惠待遇の要求を否認することができる。

- (a) 第3・28条（関税上の特惠待遇の要求についての決定）2に規定する理由がある場合
- (b) この章の規定に基づく確認において、当該繊維又は繊維製品が原産品としての資格を有することを当該輸入締約国が決定するために十分な情報を得られなかった場合
- (c) この章の規定に基づく確認において、現地訪問のためのアクセス若しくは許可が拒否された結果、当該輸入締約国が希望する日に当該現地訪問を完了することを妨げられ、かつ、輸出者若しくは生産者が当該輸入締約国にとって受入れ可能な代替日を提供しない場合又は輸出者若しくは生産者が、現地訪問の期間中、関連する記録若しくは施設へのアクセスを提供しない場合

17. 日 EU 経済連携協定

第3・21条 原産品であるかどうかについての確認

- 1 輸入締約国の税関当局は、自国に輸入された産品が他方の締約国の原産品であるかどうか又はこの章に定める他の要件を満たすかどうかを確認するため、第3・16条に規定する関税上の特惠待遇の要求を行った輸入者に対して情報の提供を要求することにより、危険性を評価する方法（無作為抽出を含む。）に基づく確認を行うことができる。輸入締約国の税関当局は、税関への輸入申告の時、産品の引取りの前又は産品の引取りの後に確認を行うことができる。
- 2 1の規定に従って要求される情報には、次に掲げる事項以外の事項を含めてはならない。
 - (a) 原産地に関する申告が第3・16条2(a)に規定する関税上の特惠待遇の要求の根拠である場合には、当該原産地に関する申告
 - (b) 産品の統一システムの関税分類番号及び用いられた原産性の基準
 - (c) 生産工程についての簡潔な記載
 - (d) 原産性の基準が特定の生産工程に基づくものである場合には、当該生産工程についての具体的な記載
 - (e) 該当する場合には、生産工程において使用された原産材料及び非原産材料についての記載
 - (f) 原産性の基準が「完全に得られるものであること」である場合には、該当する区分（収穫、採掘、漁ろう、生産された場所等）
 - (g) 原産性の基準が価額方式に基づくものである場合には、産品の価額及び生産において使用された全ての非原産材料又は価額の要件の遵守を確保するために適当なときは生産において使用された原産材料の価額
 - (h) 原産性の基準が重量に基づくものである場合には、産品の重量及び産品に使用された関連する非原産材料又は重量の要件の遵守を確保するために適当なときは産品に使用された原産材料の重量
 - (i) 原産性の基準が関税分類の変更に基づくものである場合には、全ての非原産材料の一覧表であって、当該非原産材料の統一システムの関税分類番号（原産性の基準に基づく2桁番号、4桁番号又は6桁番号の様式によるもの）を含むもの
 - (j) 第3・10条に規定する変更の禁止に関する規定の遵守に関連する情報
- 3 輸入者は、要求された情報を提供する場合には、確認の目的に関連すると認める他の情報を追加することができる。
- 4 輸入者は、輸入締約国の税関当局に対し、関税上の特惠待遇の要求が第3・16条2(a)に規定する原産地に関する申告に基づくものである場合において、要求された情報がその全てについて又は一若しくは二以上のデータの要素に関連して輸出者から直接提供され得るときは、その旨を通報する。
- 5 関税上の特惠待遇の要求が第3・16条2(b)に規定する輸入者の知識に基づくものである場合において、確認を行う輸入締約国の税関当局が、1の規定に従って情報の提供を最初に要求した後、産品の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、当該税関当局は、輸入者に対して情報の提供を要求することができる。当該税関当局は、適当な場合には、輸入者に対して特定の文書及び情報の提供を要求することができる。
- 6 輸入締約国の税関当局は、関係する産品について確認の結果が出るまでの間関税上の特惠待遇を与えることを停止することを決定する場合には、適当な予防措置（担保を含む。）に従うことを条件として、輸入者に対して当該産品の引取りを提案する。関税上の特惠待遇の停止については、当該産品の原産品としての資格又はこの章に定める他の要件が満たされていることが輸入締約国の税関当局によって確認された後できる限り速やかに解除する。

第3・22条 運用上の協力

- 1 両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、産品が原産品であるかどうか及びこの章に定める他の要件を遵守しているかどうかを確認するに当たり、各締約国の税関当局を通じて協力する。
- 2 関税上の特惠待遇の要求が第3・16条2(a)に規定する原産地に関する申告に基づくものである場合において、確認を行う輸入締約国の税関当局が、前条1の規定に従って情報の提供を最初に要求した後、産品の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、当該税関当局は、更に、当該産品の輸入の後2年以内に輸出締約国の税関当局からの情報の提供を要請することができる。当該情報の提供の要請においては、次に掲げる情報を含めるべきである。
 - (a) 原産地に関する申告
 - (b) 当該要請を送付する税関当局を特定する事項
 - (c) 輸出者の氏名又は名称
 - (d) 確認の対象及び範囲
 - (e) 該当する場合には、関連する文書

輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の税関当局に対し、当該情報に加えて、適当な場合には、特定の文書及び情報の提供を要請することができる。

- 3 輸出締約国の税関当局は、自国の法令に従い、記録を検討するため及び製品の生産において使用された設備を視察するために、証拠の請求を通じて文書を要請し、又は輸出者の施設を訪問することによって行う審査を要請することができる。
- 4 2に規定する要請を受領した輸出締約国の税関当局は、輸入締約国の税関当局に対して次に掲げる情報を提供する。ただし、この4の規定は、5の規定の適用を妨げるものではない。
 - (a) 入手可能な場合には、要請された文書
 - (b) 製品の原産品としての資格についての意見
 - (c) 審査の対象となっている製品についての記載及びこの章の規定の適用に関連する関税分類
 - (d) 製品の原産品としての資格を裏付けるために十分な生産工程についての記載及び説明
 - (e) 実施された審査の方法についての情報
 - (f) 適当な場合には、裏付けとなる文書
- 5 輸出締約国の税関当局は、輸出者が4に規定する情報を秘密のものと認める場合には、当該情報を輸入締約国の税関当局に提供してはならない。
- 6 一方の締約国は、他方の締約国に対し、自国の税関当局の連絡先の詳細（郵便用宛名及び電子メールアドレス並びに電話番号及びファクシミリ番号を含む。）を通報し、及びこれらの情報に関する変更を当該変更の日の後30日以内に通報する。

第3・24条 関税上の特惠待遇の否認

- 1 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、関税上の特惠待遇を与えないことができる。ただし、この1の規定は、3の規定の適用を妨げるものではない。
 - (a) 第3・21条1の規定に基づく情報の提供の要求が行われた日の後3箇月以内に、
 - (i) 回答がない場合
 - (ii) 関税上の特惠待遇の要求が第3・16条2(b)に規定する輸入者の知識に基づくものである場合において、提供された情報が、製品が原産品であることを確認するために十分でないとき。
 - (b) 第3・21条5の規定に基づいて情報の提供の要求が行われた日の後3箇月以内に、
 - (i) 回答がない場合
 - (ii) 提供された情報が、製品が原産品であることを確認するために十分でない場合
 - (c) 第3・22条2の規定に基づいて情報の提供の要請が行われた日の後10箇月以内に、
 - (i) 回答がない場合
 - (ii) 提供された情報が、製品が原産品であることを確認するために十分でない場合
 - (d) 前条の規定に基づく支援を事前に要請した後の相互に合意した期間内に、第3・16条1に規定する関税上の特惠待遇の要求の対象となっている製品に関して、
 - (i) 輸出締約国の税関当局が支援を行わなかった場合
 - (ii) 支援の結果が、当該製品が原産品であることを確認するために十分でない場合
- 2 輸入締約国の税関当局は、輸入者が製品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該輸入者がこの章に定める要件（当該製品の原産品としての資格に関連するものを除く。）を満たさないときは、当該製品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。
- 3 輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の税関当局が第3・22条4(b)の規定に従って製品の原産品としての資格を確認する意見を提供した場合において、輸入締約国の税関当局が1の規定に従って関税上の特惠待遇を与えないことを正当とする十分な根拠があるときは、輸出締約国の税関当局に対し、当該意見を受領した日の後2箇月以内に、関税上の特惠待遇を与えない意思を通報する。その通報が行われた場合において、締約国の要請があったときは、当該通報が行われた日の後3箇月以内に協議を行う。当該協議の期間は、個々の場合に応じて両締約国間の相互の合意により延長することができる。当該協議は、第22・3条の規定に基づいて設置される原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会が定める手続に従って行うことができる。輸入締約国の税関当局は、当該協議の期間が満了した時に、関税上の特惠待遇を与えないことを正当とする十分な根拠のみに基づき、及び輸入者に意見を述べる権利を与えた後に、関税上の特惠待遇を与えないことができる。

18. 日米貿易協定

附属書 I 第 C 節 第 1 款

- 10(a) 日本国は、この協定に基づく関税上の特惠待遇の要求を行う輸入者に対し、当該要求についての確認のために情報を要請することができる。日本国は、輸出者又は生産者から直接提供される当該情報を受領することができる。
- (b) 日本国は、次のいずれかの場合には、関税上の特惠待遇の要求を否認することができる。
- (i) 産品が関税上の特惠待遇を受ける資格がないと決定する場合
 - (ii) (a)の規定により、産品が関税上の特惠待遇を受ける資格があることを決定するのに十分な情報を輸入者から得られなかった場合
 - (iii) 輸入者がこの節に定める要件を満たさない場合

19. 日英経済連携協定

第3・21条 原産品であるかどうかについての確認

- 1 輸入締約国の税関当局は、自国に輸入された産品が他方の締約国の原産品であるかどうか又はこの章に定める他の要件を満たすかどうかを確認するため、第3・16条に規定する関税上の特恵待遇の要求を行った輸入者に対して情報の提供を要求することにより、危険性を評価する方法（無作為抽出を含む。）に基づく確認を行うことができる。輸入締約国の税関当局は、税関への輸入申告の時、産品の引取りの前又は産品の引取りの後に確認を行うことができる。
- 2 1の規定に従って要求される情報には、次に掲げる事項以外の事項を含めてはならない。
 - (a) 原産地に関する申告が第3・16条2(a)に規定する関税上の特恵待遇の要求の根拠である場合には、当該原産地に関する申告
 - (b) 産品の統一システムの関税分類番号及び用いられた原産性の基準
 - (c) 生産工程についての簡潔な記載
 - (d) 原産性の基準が特定の生産工程に基づくものである場合には、当該生産工程についての具体的な記載
 - (e) 該当する場合には、生産工程において使用された原産材料及び非原産材料についての記載
 - (f) 原産性の基準が「完全に得られるものであること」である場合には、該当する区分（収穫、採掘、漁ろう、生産された場所等）
 - (g) 原産性の基準が価額方式に基づくものである場合には、産品の価額及び生産において使用された全ての非原産材料又は価額の要件の遵守を確保するために適当なときは生産において使用された原産材料の価額
 - (h) 原産性の基準が重量に基づくものである場合には、産品の重量及び産品に使用された関連する非原産材料又は重量の要件の遵守を確保するために適当なときは産品に使用された原産材料の重量
 - (i) 原産性の基準が関税分類の変更に基づくものである場合には、全ての非原産材料の一覧表であって、当該非原産材料の統一システムの関税分類番号（原産性の基準に応じて2桁番号、4桁番号又は6桁番号の様式によるもの）を含むもの
 - (j) 第3・10条に規定する変更の禁止に関する規定の遵守に関する情報
- 3 輸入者は、要求された情報を提供する場合には、確認の目的に関連すると認める他の情報を追加することができる。
- 4 輸入者は、輸入締約国の税関当局に対し、関税上の特恵待遇の要求が第3・16条2(a)に規定する原産地に関する申告に基づくものである場合において、要求された情報がその全てについて又は一若しくは二以上のデータの要素に関連して輸出者から直接提供され得るときは、その旨を通報する。
- 5 関税上の特恵待遇の要求が第3・16条2(b)に規定する輸入者の知識に基づくものである場合において、確認を行う輸入締約国の税関当局が、1の規定に従って情報の提供を最初に要求した後、産品の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、当該税関当局は、輸入者に対して情報の提供を要求することができる。当該税関当局は、適当な場合には、輸入者に対して特定の文書及び情報の提供を要求することができる。
- 6 輸入締約国の税関当局は、関係する産品について確認の結果が出るまでの間関税上の特恵待遇を与えることを停止することを決定する場合には、適当な予防措置（担保を含む。）に従うことを条件として、輸入者に対して当該産品の引取りを提案する。関税上の特恵待遇の停止については、当該産品の原産品としての資格又はこの章に定める他の要件が満たされていることが輸入締約国の税関当局によって確認された後できる限り速やかに解除する。

第3・22条 運用上の協力

- 1 両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、産品が原産品であるかどうか及びこの章に定める他の要件を遵守しているかどうかを確認するに当たり、各締約国の税関当局を通じて協力する。
- 2 関税上の特恵待遇の要求が第3・16条2(a)に規定する原産地に関する申告に基づくものである場合において、確認を行う輸入締約国の税関当局が、前条1の規定に従って情報の提供を最初に要求した後、産品の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、当該税関当局は、さらに、当該産品の輸入の日の後2年の期間が満了する日又は当該原産地に関する申告の作成の日の後38箇月の期間が満了する日のいずれか早い方の日まで、輸出締約国の税関当局からの情報の提供を要請することができる。当該情報の提供の要請においては、次に掲げる情報を含めるべきである。
 - (a) 当該原産地に関する申告
 - (b) 当該要請を送付する税関当局を特定する事項
 - (c) 輸出者の氏名又は名称
 - (d) 確認の対象及び範囲

- (e) 該当する場合には、関連する文書
輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の税関当局に対し、当該情報に加えて、適当な場合には、特定の文書及び情報の提供を要請することができる。
- 3 輸出締約国の税関当局は、自国の法令に従い、記録を検討するため及び製品の生産において使用された設備を視察するために、証拠の請求を通じて文書を要請し、又は輸出者の施設を訪問することによって行う審査を要請することができる。
- 4 2の規定に基づく要請を受領した輸出締約国の税関当局は、輸入締約国の税関当局に対して次に掲げる情報を提供する。ただし、この4の規定は、5の規定の適用を妨げるものではない。
- (a) 入手可能な場合には、要請された文書
(b) 製品の原産品としての資格についての意見
(c) 審査の対象となっている製品についての記載及びこの章の規定の適用に関連する関税分類
(d) 製品の原産品としての資格を裏付けるために十分な生産工程についての記載及び説明
(e) 審査が実施された方法についての情報
(f) 適当な場合には、裏付けとなる文書
- 5 輸出締約国の税関当局は、輸出者が4に規定する情報を秘密のものと認める場合には、当該情報を輸入締約国の税関当局に提供してはならない。
- 6 一方の締約国は、他方の締約国に対し、自国の税関当局の連絡先の詳細（郵便宛名及び電子メールアドレス並びに電話番号及びファクシミリ番号を含む。）を通報し、及びこれらの情報に関する変更を当該変更の日の後30日以内に通報する。

第3・24条 関税上の特惠待遇の否認

- 1 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、関税上の特惠待遇を与えないことができる。ただし、この1の規定は、3の規定の適用を妨げるものではない。
- (a) 第3・21条1の規定に基づく情報の提供の要求が行われた日の後3箇月以内に、
(i) 回答がない場合
(ii) 関税上の特惠待遇の要求が第3・16条2(b)に規定する輸入者の知識に基づくものである場合において、提供された情報が、製品が原産品であることを確認するために十分でないとき。
- (b) 第3・21条5の規定に基づいて情報の提供の要求が行われた日の後3箇月以内に、
(i) 回答がない場合
(ii) 提供された情報が、製品が原産品であることを確認するために十分でない場合
- (c) 第3・22条2の規定に基づいて情報の提供の要請が行われた日の後10箇月以内に、
(i) 回答がない場合
(ii) 提供された情報が、製品が原産品であることを確認するために十分でない場合
- (d) 前条の規定に基づく支援を事前に要請した後、相互に合意した期間内に、第3・16条1に規定する関税上の特惠待遇の要求の対象となっている製品に関して、
(i) 輸出締約国の税関当局が支援を行わない場合
(ii) 支援の結果が、当該製品が原産品であることを確認するために十分でない場合
- 2 輸入締約国の税関当局は、輸入者が製品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該輸入者がこの章に定める要件（当該製品の原産品としての資格に関連するものを除く。）を満たさないときは、当該製品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。
- 3 輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の税関当局が第3・22条4(b)の規定に従って製品の原産品としての資格を確認する意見を提供した場合において、輸入締約国の税関当局が1の規定に従って関税上の特惠待遇を与えないことを正当とする十分な根拠があるときは、輸出締約国の税関当局に対し、当該意見を受領した日の後2箇月以内に、関税上の特惠待遇を与えない意思を通報する。その通報が行われた場合において、締約国の要請があったときは、当該通報が行われた日の後3箇月以内に協議を行う。当該協議の期間は、個々の場合に応じて両締約国間の相互の合意により延長することができる。当該協議は、第23・3条の規定に基づいて設置される原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会が定める手続に従って行うことができる。輸入締約国の税関当局は、当該協議の期間が満了した時に、関税上の特惠待遇を与えないことを正当とする十分な根拠に基づいてのみ、かつ、輸入者に意見を述べる権利を与えた後のみ、関税上の特惠待遇を与えないことができる。

20. RCEP 協定

第 3・24 条 原産品であるかどうかについての確認（注）

注 この条の規定の適用上、締約国は、原産品であるかどうかについての確認を促進するため、第 3・33 条（連絡部局）の規定に従って指定する自国の連絡部局のうちいずれかのものを自国の輸出産品に係る当該確認のための単一の連絡部局として指定することができる。

- 1 輸入締約国の権限のある当局は、他の締約国から一の締約国に輸入される産品がこの章の規定に基づき原産品であるかどうかを決定するため、次の手段による確認手続を行うことができる。
 - (a) 輸入者に対し、追加の情報について書面により要請すること。
 - (b) 輸出者又は生産者に対し、追加の情報について書面により要請すること。
 - (c) 輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、追加の情報について書面により要請すること。
 - (d) 産品に係る設備及び生産工程を視察し、並びに原産性に関する記録（会計の資料を含む。）を検査するため、輸出締約国の輸出者又は生産者の施設に確認のための訪問を行うこと。（注）
注 この(d)の規定に基づく確認のための訪問については、(c)の規定による確認手続が実施された後のみ実施する。
 - (e) 関係する締約国が合意するその他の手続をとること。
- 2 輸入締約国は、次のことを行う。
 - (a) 1 (b)の規定の実施に当たっては、産品の輸出者又は生産者及び輸出締約国の権限のある当局に対し、原産地証明の写し及び要請の理由を付した書面による要請を送付すること。
 - (b) 1 (c)の規定の実施に当たっては、輸出締約国の発給機関又は権限のある当局に対し、原産地証明の写し及び要請の理由を付した書面による要請を送付すること。
 - (c) 1 (d)の規定の実施に当たっては、その施設が訪問を受ける輸出者又は生産者及び輸出締約国の権限のある当局の書面による同意を要請すること並びに当該訪問の実施を予定する日付及び場所並びにその具体的な目的を明記すること。
- 3 輸出者又は生産者の施設への確認のための訪問は、輸入締約国の要請に基づき、輸出締約国の同意及び支援を得て、当該輸入締約国と当該輸出締約国との間で合意された手続に従って、実施されることができる。
- 4 輸入締約国は、1 (a)から(d)までの規定に基づく確認を行うに当たり、次のことを行う。
 - (a) 輸入者、輸出者、生産者又は輸出締約国の発給機関若しくは権限のある当局に対し、1 (a)から(c)までにに基づく情報についての書面による要請の受領の日から 30 日以上 90 日以下の回答するための期間を与えること。
 - (b) 輸出者、生産者又は権限のある当局に対し、1 (d)に基づく確認のための訪問についての書面による要請の受領の日から 30 日以内に当該要請に同意し、又は当該要請を拒否することを認めること。
 - (c) 確認の後、決定を行うために必要な情報の受領の日から 90 日以内及び 180 日以内に決定を行うよう努めること。
- 5 1 の規定の実施に当たっては、輸入締約国は、確認の要請を受領した産品の輸入者、輸出者若しくは生産者又は輸出締約国の発給機関若しくは権限のある当局に対し、当該確認の結果をその理由を付して書面により通知する。
- 6 輸入締約国の税関当局は、確認の結果が出るまでの間、関税上の特惠待遇の適用を停止することができる。輸入締約国は、産品の引取りを許可するものとするが、自国の法令に従って保証金の供託を当該引取りの条件とすることを要求することができる。

第 3・25 条 関税上の特惠待遇の否認

- 1 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、関税上の特惠待遇を否認することができる。
 - (a) 産品がこの章に定める要件を満たさない場合
 - (b) 産品の輸入者、輸出者又は生産者がこの章に定める関税上の特惠待遇を得るための関連する要件を満たさず、又は満たさなかった場合
- 2 輸入締約国の税関当局は、関税上の特惠待遇の要求を否認する場合には、輸入者に対して決定（その理由を含む。）を書面により提供する。
- 3 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が原産品でないことを決定し、関税上の特惠待遇を否認することができる。
 - (a) 当該輸入締約国の税関当局が産品が原産品であることを決定するために十分な情報を受領しなかった場合
 - (b) 輸出者、生産者又は輸出締約国の権限のある当局が前条（原産品であるかどうかについての確認）の規定に基づく情報についての書面による要請に回答しない場合

(c) 前条（原産品であるかどうかについての確認）の規定に基づく確認のための訪問についての要請が拒否される場合